

# 令和5年度 大阪府PTA安全会活動補償制度について

**安全会費** … 園児・児童・生徒 1世帯につき **100円**  
※教職員の方は安全会費不要です。尚、補償の対象には含まれます。

PTA活動の安心のために

**保険期間** … 令和5年6月1日16時から令和6年6月1日16時までの **1年間**

## PTA団体傷害保険



●PTA安全パトロール中にケガをした



●保護者がPTA共催の運動会・スポーツ大会でケガをした



●PTA行事後、帰宅途中に車にはねられてケガをした

## PTA賠償責任保険

対人



●来賓にケガをさせた

対物



●他人の財物を壊した

保管物



●学校から借りたものを壊した

提供飲食物



●PTAのイベント等で提供した飲食物により、他人が食中毒等損害を被った

法律相談・クレーム対応費用



●PTAまたはPTA役員がトラブルに巻き込まれたので、弁護士への法律相談や委任をした

### 補償項目

### 保険金額

死亡保険金

200万円

後遺障害保険金

8万円～200万円  
(障害等級による)

入院保険金日額  
(180日限度)

3,000円

通院保険金日額  
(90日限度)

2,000円

手術保険金

30,000円  
(入院中に受けた手術)

15,000円  
(入院を伴わない手術)

### 補償項目

### 保険金額 (支払限度額)

PTA活動の  
遂行に伴う  
賠償責任  
(自己負担額0円)

対人  
賠償

1名につき  
3,000万円  
1事故につき  
2億円

対物  
賠償

1事故につき  
1,000万円

保管物に係る  
賠償責任  
(自己負担額5,000円)

1事故につき  
10万円  
保険期間中  
500万円

法律相談・クレーム  
対応費用  
(自己負担額0円)

1事故につき  
100万円  
保険期間中  
1億円

※提供飲食物危険補償特約の保険金額はPTA活動の遂行に伴う損害賠償責任の対人対物補償と同額です。ただし、保険期間中の限度額については、対人・対物それぞれの1事故あたりの限度額が適用されます。

※下記、保険金が支払われない場合がございます。

- 独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付の対象となるべき児童・生徒のケガ
- 病気、心神喪失などおよびこれらを原因とするケガ  
(例えば歩行中に病気により意識を喪失転倒したためにケガをした場合など)
- 妊娠、出産、早産
- 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- むちうち症、腰痛、その他の症状でそれを裏付けるに足る医学的他覚所見のないもの

- 自動車などの所有、使用、管理に起因する損害賠償責任
- 故意、または重大な過失
- 賞味期限、消費期限を経過した飲食物に起因する損害賠償責任

…など

※PTA傷害保険、PTA賠償責任保険の補償内容の詳細は、必ず別紙「補償内容(概要)」をご確認ください。